

## 豊橋市工場立地法の運用に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)及び豊橋市工場立地法に基づく準則等を定める条例(平成29年豊橋市条例第17号。以下「条例」という。)の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法及び条例の例による。

### (適用)

第3条 この要綱の規定は、法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出(以下「届出」という。)が義務付けられている者に適用する。ただし、第7条から第9条までの規定は、条例第6条第1項の規定が適用される者に限り、適用する。

### (環境施設の整備基準)

第4条 環境施設の整備基準は、次のとおりとする。

- (1) 建築物その他の施設の直立している壁面(以下「直立壁面」という。)を緑化する場合の植栽高は、1メートル以上とする。
- (2) 直立壁面の緑地は、当該緑地以外の緑地と1メートル以上の距離があるもの限り、緑地の面積に算入する。

### (造成工事)

第5条 工場立地法運用例規集2-3-1①に規定する造成工事は、1メートル以上の切土又は盛土を行う工事とする。

### (環境活動の実施基準)

第6条 条例第6条第1項に規定する環境保全に寄与する取組(以下「環境保全取組」という。)の実施基準は、別表のとおりとする。

- 2 環境保全取組は、届出から1年以内に実施するものとする。

### (環境活動計画書)

第7条 条例第6条第2項に規定する環境活動計画書(以下「環境活動計画書」という。)は、様式第1によるものとする。

- 2 環境活動計画書を提出した者は、環境保全取組が完了したときは、完了した日から1月以内に環境活動実施報告書(様式第2)に、環境保全取組を実施したことを証する書類を添えて市長に報告するものとする。
- 3 前項の場合において、継続的に実施する環境保全取組にあつては、環境活動計画書を提出した日から1年を経過した日をもって完了したものとみなす。
- 4 市長は、環境活動計画書及び環境活動実施報告書の提出があつたときは、これらの内容を公表できるものとする。

### (調査)

第8条 市長は、環境保全取組を行う者に対し、必要に応じて取組状況の調査を行う

ものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

各区分の実施基準の項目について、必ずそれぞれ1つ以上実施すること

区 分	実施基準
1 みどりと調和した働く場の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑のカーテンの設置（実面積 20 m<sup>2</sup>以上）</li> <li>・ 観葉植物の設置（水平投影面積 20 m<sup>2</sup>以上）</li> <li>・ 屋上緑化の実施</li> <li>・ 壁面緑化の実施</li> <li>・ 雨水の利活用による緑化の実施</li> <li>・ その他事業所内の緑化に資する取組の実施</li> </ul>
2 エコ通勤の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員の通勤手段を自動車から電車、バス、自転車、徒歩等へ転換することを促す取組の実施</li> </ul>
3 エコドライブの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両を利用時における、アイドリングストップの実施などエコドライブの実施</li> </ul>
4 ゼロカーボンに資する設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場増設時などにおける、省エネルギー型の空調システム、照明機器などゼロカーボンに資する設備の導入</li> <li>・ 環境に配慮した車両の導入</li> <li>・ その他ゼロカーボンに資する取組の実施</li> </ul>
5 意識啓発・社内活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境保全、環境負荷低減のための研修会・講演会など社内教育の実施（1回以上）</li> <li>・ ISO14001、エコアクション 21 など環境マネジメントシステムの新規導入又は更新</li> <li>・ ビオトープなど自然環境体験学習の場の提供</li> </ul>
6 地域貢献活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 530運動環境協議会への新規加入又は加入継続</li> <li>・ 事業所周辺及び周辺校区内における美化活動の実施（1回以上）</li> <li>・ 干潟、海岸、河川、水路などにおける美化活動の実施（1回以上）</li> <li>・ 外来生物駆除作業の実施（1回以上）</li> <li>・ NPOや市民団体の環境に関する活動又は環境ボランティアへの支援（1回以上）</li> <li>・ 環境活動振興基金などへの寄附（1回以上）</li> <li>・ その他環境保護、環境保全活動の実施（1回以上）</li> </ul>